

## 第5章 計画推進のための施策

### 第1節 廃棄物発生抑制及びリサイクルのための施策

#### 1 健全な物質循環を促進するためのシステムづくり

##### (1) 環境と調和した県民のライフスタイルの実現への支援

持続可能な循環型社会の実現のためには、県民のライフスタイルのあり方を見直す必要があることから、5R 生活推進事業として、先進的な取組を行っている事例を広く紹介したり、県民・事業者・行政間の定期的な協議の場を設置する。

また、経済的インセンティブの付与等による環境配慮行動への取組を促進するため、デポジット制度\*等の経済的手法について、関係者の理解と協力を得ながら、段階的に取り組む。

##### (2) 都市と農村の連携による物質循環の推進

本県は、阪神間を中心とする瀬戸内沿岸部に全国でも有数の人口集積を有する一方で、食品生産の面では、瀬戸内圏の後背に近畿圏随一の農業生産規模を有しているほか、神戸を中心とする食品産業の集積を形成しているという特徴を持つ。こうした利点を最大限活用して、有機性資源の循環にあたっても、都市で発生した食品廃棄物から製造した堆肥や土壤改良材を農村部で活用し、その生産物がまた都市に循環するといった、市町又は地域間を超えた都市と農村の連携による効率的かつ安定的な循環サイクルを構築する。

また、家畜ふん尿については、「県家畜ふん尿処理施設設置基本計画」に基づき、平成 20 年度に 99 % の処理率達成を目標に家畜糞尿処理施設の整備を図るほか、ビニール等の生産資材については「県園芸用プラスチック適正処理推進計画」に基づき平成 22 年度に 90 % の回収を目標に回収処理体制の整備、適正処理の推進の取組を進めていく。

さらに、中山間地域の地域振興方策として策定された「森のゼロエミッション基本構想」に基づき、循環型社会形成のための地域ネットワークづくりを進め、木質エネルギーの有効利用を図っていく。

##### (3) 循環型産業の育成と施設立地の推進

物質循環を促進するためには、既存のリサイクル事業者の事業拡充を図るとともに、リユース（リサイクルショップ等）、リペアー（家電等の修理ビジネス）を含めた新たなリサイクルビジネスへの参入を推進していかなければならない。

このため、県において新たなリサイクルビジネスの事業可能性を検討するための

経費を補助したり、事業化に係る施設整備費に対する低利子融資等を行う等、新たなリサイクル事業の育成を図っていく。

また、廃棄物処理施設の立地にあたっては、従来から、廃棄物処理法と都市計画法、建築基準法等との手続き調整を図っているが、今後、需要の増大すると見込まれる再資源化施設を中心に、必要量を担う施設の確保や適正配置について、「都市計画運用指針」（平成13年4月）を踏まえ、関係機関との協議検討を進めていく。

参考 都市計画運用指針（平成13年4月）

IV-2-2 都市施設

II) C-2-1 廃棄物処理施設の都市計画の考え方

廃棄物処理施設については、都市計画決定することによりその手続の中で、他の都市計画との計画調整や関係者間の合意形成が図られ、より円滑に整備することが可能となる。

したがって、当該都市計画区域において計画的に整備するものとして、廃棄物処理法第5条の3に規定する都道府県廃棄物処理計画（以下「廃棄物処理計画」という。）又は都市計画区域マスタープランに位置づけられた施設をはじめ、恒久的かつ広域的な処理を行うものについては、都市計画決定することが望ましい。

#### (4) 広域リサイクル拠点の整備

リサイクル事業は、従来の処理に比べコスト高であったり需要予測が困難である場合が多いことから、個々の事業者の努力のみでは事業化が進みにくい。このため、廃棄物処理法に規定する「[廃棄物処理センター\\*](#)」として指定を受けている（財）兵庫県環境クリエイトセンターのコーディネイトにより、臨海部の遊休地や既存インフラと民間活力を積極的に活用した広域的なリサイクル拠点の整備（広域リサイクル拠点整備事業）を進めることとする。

特に、廃自動車の複合廃棄物リサイクル等、受け皿整備の要請が強く、新規性・先導性に優れた事業については、経済産業省及び環境省が推進する[エコタウン事業\\*](#)の枠組みによる中核事業として財政的な支援を行っていく。また、これ以外の事業についても、ペットボトルリサイクル、OA機器リサイクル等の事業化を予定しており、国県等の公的な支援制度を活用し、健全な物質循環に向けた取り組みがなされるよう積極的な支援策を講じていく。

## 2 個別品目ごとのリサイクルの推進

### (1) 容器包装廃棄物

容器包装廃棄物については、容器包装リサイクル法が平成9年度から施行され平成12年度には対象品目を拡大して全面施行されている。同法の基本となる分別収集は、市町が策定する計画に基づいて実施されることとなっており、その取組状況は市町によって様々である。

県では、平成14年度に、平成15年度を初年度とする第三次分別収集促進計画を策定することとしており、今後とも一層の住民の理解と協力を求めながら、分別収集品目及び収集量の拡大を図っていく。

また、市町の分別収集と並行して、子供会やPTA等による集団回収、大型量販店等による店頭回収を併せて推進する。

### (2) 廃家電

廃家電については平成13年度から家電リサイクル法が施行されており、テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の4品目については、販売店がこれを引き取り、製造事業者が再商品化を行うという枠組みが確立された。

本県においては、兵庫県電機商業組合が中心となって、販売店に引取義務のない廃家電についても、販売店で引き取るという兵庫方式を導入し、県民の利便性に配慮した取組を行っている。今後とも、県として同方式を継続して支援し、円滑な廃家電のリサイクルを推進するとともに、国に対して処理料金の前払い方式の検討等を要望するほか、不法投棄の防止に努めていく。

### (3) 建設廃棄物

建設工事等から発生する廃棄物については、平成12年5月に制定された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、平成14年5月までに、一定規模以上の建設工事については、特定建設資材（木くず、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊等）の分別解体及び再資源化が義務付けられることとなっている。

本県においては、従前より「兵庫県建設リサイクル行動計画」（平成10年3月）を策定する等、積極的な取組を進めてきたところであるが、法律の制定を受けて、平成13年度中に、「分別解体及び再資源化等の促進等の実施に関する指針」を策定し、平成22年度の特定建設資材の再資源化率を95%～99%と定め、再生資源の有効な利用及び廃棄物の減量等を促進する。

#### (4) 食品廃棄物

食品の製造、加工又は調理、あるいは消費を通じて発生する食品廃棄物については、肥料や飼料等に有効利用できるものが少なくないことから、平成12年6月に制定された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）」に基づき、事業者による減量化を図っていく。

また、平成13年度中に「食のゼロエミッション推進基本計画」を策定し、廃棄物の排出者、再生利用業者のみならず、流通業者や県民をも巻き込んだ関係者の参画と協働により、LCA\*的視点による総合的フードシステムの確立と複合バイオマス利用促進システムの構築を柱とした取組を推進していく。

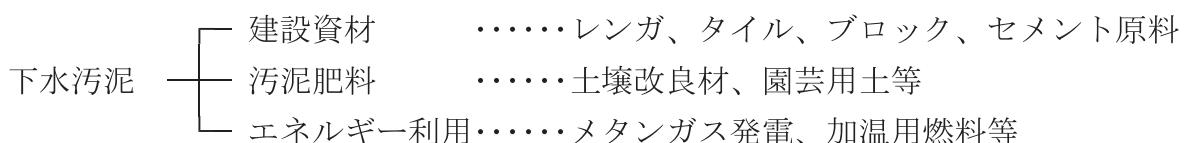
#### (5) 廃自動車

廃自動車のリサイクルについては、法制化に向けた検討が行われており、今後、平成14年の通常国会に上程される見込みである。現在までの検討状況からすると、新しい制度により、廃自動車のフロン、エアバッグ、シュレッダーダストについて、製造事業者に処理責任を負わせるとともに、その費用は、ユーザー負担（新車販売時に価格に上乗せ）となる見込みである。法案の成立・施行に併せて、事業者や住民に対する法の周知徹底等を図り、円滑な自動車リサイクルの推進を目指していく。

#### (6) 下水道汚泥等の有効利用

生活排水対策の進展により下水汚泥等の排出量の増加が見込まれるが、県においては、平成11年5月に策定した生活排水汚泥処理基本方針に従い、①可能な限り、建設資材、汚泥肥料化等の資源化を図る、②ダイオキシン対策等環境保全に万全を期しながら、エースプラン等による汚泥溶融（焼却）施設の整備促進を図る、③埋立処分は、可能な限り県内で行う、④農地還元にあたっては、有害物質等の含有の確認等、環境保全に十分配慮する等の推進を図っていく。

資源化の方策としては建設資材や汚泥肥料への利用のほか、エネルギー利用によるサーマルリサイクルの導入も検討していく。



### 3 事業者の自主的な取組の推進

#### (1) 排出事業者に対する指導の徹底

廃棄物処理法の規定に基づき、多量の産業廃棄物の排出事業者は自ら産業廃棄物

の減量化等の計画を策定し、県又は政令市に報告することとされていることから、フォローアップや計画の実施状況の公表を通じて、産業廃棄物の排出量の削減、有効利用の促進を指導していく。

また、環境の保全と創造に関する条例に基づく再生資源利用促進基準の遵守の徹底を図り、産業廃棄物の有効利用、再生原材料の利用を促進していく。

産業廃棄物の減量化の推移によっては、基準対象事業場の拡大、基準の強化も検討していく。

## (2) ISO14001認証取得事業者による廃棄物削減等の取組の推進

ISO14001の認証取得事業者が中心となって環境マネジメントシステム\* (EMS)による廃棄物の持続的な減量化を進めていく。

図 5-1 兵庫県におけるISO14001認証取得事業場数の推移



## (3) 県による自主的な取組の推進

県内の事業主体として大きな位置を占めている県として、率先してその事業活動を環境に配慮したものにするため、具体的目標を定めた「環境率先行動計画（ひょうご・エコアクション・プログラム）」を平成10年3月に策定した。同計画に基づき、廃棄物の減量化などの環境負荷低減の取組を積極的かつ計画的に推進してきた。同計画は、平成12年度で計画期間が終了したことから国における「国等における環境物品等調達の推進等に関する法律」の制定等を受け、平成13年3月に、「環境率先行動計画ステップ2」として改定がなされ、その中で、廃棄物の減量化、グリーン調達の推進等を掲げ、取組を進めている。

さらに、環境率先行動計画の確実な推進を図るとともに、県の活動が環境に配慮したシステムのもとに行われているとの客観的評価を得るために、県本庁舎で平成12年10月に取得した環境マネジメントシステムの国際規格 ISO14001の認証について、その適正な運用を図っていく。